

業 務 再 点 検 結 果 報 告

部署名	横浜植物防疫所塩釜支所宮古出張所(職員数4名)
部署の業務内容	①岩手県宮古港、釜石港及び大船渡港における輸入検疫(木材、穀類) ②大臣許可で輸入された検疫有害動植物の管理 ③輸出される植物の輸出検疫、④県内で栽培される種馬鈴しょの種苗検疫

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
基本的 な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	×	①21年1月開設した植物防疫所「問い合わせ管理システム」を使用し、外部からの照会に的確な対応、また、職員間の情報の共有 ②職員研修資料「電話対応マナー」を使用し電話対応の向上 ③挨拶の励行に取り組んでいるが、更に向上を目指したい。国民各層からの評価を受けることについては、現在行っている方法以外にあるか上部とも相談し、検討を進めたい。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
	苦情、 要請等 への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	①国民からの苦情等の対応は、「出張所長が中心となって対応する。出張所長が対応できない案件については上部機関と協議し、相手が納得するよう対応する」こととしている。 ②苦情や問い合わせについては、上記①及び本年3月から「外部からの提供情報の管理マニュアル」に基づき取組むこととする。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	-	
	政策の 目的・ 効果に 関する 説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	政策目的等の説明は、①規則改正等の説明会、その他会議等で事業者等に説明 ②広報を通じ消費者へ案内 ③毎年4月と10月に植物検疫適正化啓発強化月間を設定し、植物検疫の理解に努めているが、より工夫したい。 ○政策の説明は、規則改正の説明会、その他会議等で事業者等に説明・意見交換を行っており、あげられた意見は上部へ報告し反映している。上部へ報告する意見は無かったが、意見が寄せられやすいように工夫したい。 ○政策目的等の説明は、関係事業者を中心に説明しているが、消費者等の一般国民へ説明するためのルールは無いことから上部とも相談しながら検討したい。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	×	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
	業の振 興と消 費者の 利益	説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	-	植物検疫が消費者・輸入業者・生産者に利害を及ぼすものであることは認識している。
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	-	

項 目			対応は 十分か	点 検 結 果 の 概 要
食の安全業務 についての点 検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	①植物検疫くん蒸に関する業務 ②輸入飼料原料の検疫
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	×	業務の見直しについては、科学的な病害虫のリスク評価に基づく検疫対象害虫の見直し及び消毒方法の改善等を実施している。また、植物防疫所業務監査実施要領（平成20年11月21日）に基づき、関係法令等に基づき適切に実施されているか等についての業務監査、また、検査官相互での検査記録等のダブルチェック等を行うことに改善した。 ○植物防疫法の目的が農業生産の安全及び助長を図ることであるから、国内農業生産の安定をもって国民の健康を守ることが出来る考える。 ○植物検疫くん蒸は、植物防疫法及び農薬取締法等関係法令に従い適切に実施されているが、今後においても消毒措置を講じる場合は、食の安全に十分配慮されるよう関係機関とも連携をとりながら指導を行うこととしたい。 ○植物防疫所として、科学的な知見に基づく有害動植物の危険度解析、検疫処理技術の開発、検疫有害動植物の検出・同定の業務の見直しを行い、よりの確・迅速な検疫を目指しているので、出張所としても、検疫有害動植物の検出・同定技術向上に努めたい。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	×	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	×	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	×	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	×	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	-	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
		第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	-	
	影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			